

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

八尾市は大阪府のほぼ中央に位置し、東部には生駒山系がある。この山系の稜線で奈良県と接し、西へ海拔高を漸減しながら大阪平野にいたり、山地部、平野部のそれぞれが比較的明瞭である。

また、生駒山系を源として数多くの小溪が発達しており、山畑川等の普通河川となって、恩智川に流入している。

八尾市の総面積は4,172haであり、うち森林の面積は482haで市域面積の11.6%を占めている。森林の現況は、大部分がクヌギやコナラからなる天然林が主体となっており、スギやヒノキの人工林は沢筋等一部の地域に限定されている。

本市は、大阪市の後背部に位置し、全域が都市計画区域となっており、市街化区域が65.9%にもおよんでいる。このため、住宅開発や土石採取等の都市的な圧力が常に森林に及んでいることもあり、本地域の森林は林業的な位置付けが難しく、むしろ市民の緑地としての役割が高くなっている。

森林面積の100%が金剛生駒紀泉国定公園に指定されていること等もあり、本市の森林は、広く市民の自然レクリエーションの場として活用されているほか、山麓部にまで市街地が及んでいることもあり、山地災害の防止や生活環境の保全等に対して重要な役割をはたしており、また近年、生物多様性の保全やCO₂吸収源としての役割が強く求められていることから、森林の公益的機能が発揮されるように、協働による景観林整備などの取り組みを進める必要がある。

2 森林整備の基本方針

- 府内や近隣府県でも複数の木質バイオマス発電施設の整備が進んでいることから、燃料としての需要拡大が見込まれる木質チップ材に対して、未利用間伐材の活用を促進する。
- 工務店や設計士等と連携した内装材としての活用や、森林環境譲与税を活用した木材利用の促進を図る。
- 集中豪雨等による山地災害を未然に防止又は軽減するため、治山施設と荒廃森林の整備を計画的に進める。
- 土石流に伴う流木災害を防止するため、溪流沿いにおける危険木の除去等、流木対策を推進する。
- ハザードマップの作成や地域住民との防災パトロールなど、地域住民の減災意識を高めるソフト対策を推進する。
- 生物多様性の保全のため、国の補助制度を活用し、地域住民、森林所有者が協力して行う里山保全・再生の取り組みを支援する。また、択伐施業等による複層林化や針広混交林化を図るなど、多様な生き物が生息できる空間の創出を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林機能ごとの望ましい姿は下記のとおりである。

○水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

○山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

○快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力が高く防音、防風機能の高い森林や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林。

○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。

○文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

○生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している森林。

○木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、作業道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

府民の森みずのみ園地、市民の森、青少年野外活動センター等の既存施設との連携を保ち、防災・景観に配慮した森林の保全を図ることを整備の目標とし、市民の参加協力を得ながら、花木の植栽などによる景観林への誘導や荒廃森林の整備を推進する。また、森林体験学習や森林保全ボランティア等誰もが気軽に参加でき、自然とふれあうことができる空間づくりを進める。

- 3 森林施業の合理化に関する基本方針
特になし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
八 尾 市 域	40年	45年	35年	45年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下とする。また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に際しては、以下のア～エに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ類	

(注) なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種の造林とならないよう留意することとする。また、景観の保全や特定動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、府の林業普及指導員又は市の森林整備計画担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数は、「ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数」によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	

標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、府の林業普及指導員又は市の森林整備計画担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。 枝条等が多い場合には、必要に応じて棚積みなどの処理を行う。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行う。 苗木は、林地に均一に植え付ける。
植栽の時期	植栽は春先に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に植栽する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ類、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

注) ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が概ね上表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。

刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢な萌芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

ウ その他天然更新の方法

特になし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のイによる。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		

スギ	中仕立て	3,000	16	21	31	(40)	注2	
	密仕立て	4,000	16	20	24		注2	
ヒノキ	中仕立て	3,000	18	23	35	(45)	注2	
	密仕立て	4,000	18	23	29	35	注2	

注1) () 内は長伐期大径材生産を目標とした場合

注2) 除伐後、樹冠が過密状態になったとき第1回目を行い、伐期までに2～4回行うものとする。間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△									ア	
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△									
つる切り	スギ						○	○	○								イ	
	ヒノキ							○	○	○								
除伐	スギ										←	○	→				イ	
	ヒノキ											←	○	→				

注) △は必要に応じて行う。

ア 下刈り： 上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜けきる時期まで1～2回行い、実施時期は6月上旬～9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐： 下刈り後3～5年間は、つる切及び伐除を行う。除伐は、目的樹種の生育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象として、発育不良木、被害木等について実施する。なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し生育させる。

ウ 枝打ち： 林分の樹冠閉鎖後、間伐の実行前に立木の生育に支障のない程度に行い、実施時期は11月～3月とする。

エ その他必要な事項： 病虫害の被害が発生した場合には、早期駆除に努めること。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

別表2のとおり。

なお、当該森林は長伐期施業を行うこととし、伐期齢の下限は(2)のイの伐期齢の下限に準ずる。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

別表2のとおり。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（ただし コナラを除く）
全域	80年	90年	70年	90年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表1のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構

成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】 公益的機能別施業森林の区域の設定

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2、7、8	182
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、2、3、4、7、8	388
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～8 (全域)	482
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～8 (全域)	482
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	0

【別表 2】 公益的機能別施業森林の施業の方法

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	0
長伐期施業を推進すべき森林	1～8 (全域)	482
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項
特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
該当なし

4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

特になし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、特にカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、特に歩道沿いや人家裏など、人的被害の恐れのある個所を優先して対策を実施する。

また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行い、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

(2) その他

府や市、森林組合等で組織する「生駒山系森づくりサポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議するとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置や個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、消防署や消防団との関係強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

4 放置竹林の対策の方法

近年、里山林や人工造林地などに竹が侵入し、従来の植生を破壊するなど、森林の持つ多面的機能や生物多様性の低下、山腹崩壊等を引き起こす放置竹林の拡大が問題となっている。放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を活用し企業、NPO 等による竹林整備を促進するとともに、竹資源の新たな活用策について検討するなど、利用促進に努める。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

特になし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
特になし

4 その他必要な事項
特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

該当なし

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市民の共有財産としての森林を充実させるためには、林業生産活動を活発にさせる必要があるものの、森林が都市部に位置していること等もあり、産業としての林業は非常に成り立ちにくい環境にある。

一方、市民は森林が有している有形無形の恩恵にあずかることで、快適な生活環境を享受している面も多く、森林所有者のみならず市民の協力を得ながら森林の整備を図る。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

市民に対して森林・林業に関するPRを行い、森林体験学習会の開催や森林パトロール、並びに、森林ボランティア等の制度について検討する。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

- 7 その他必要な事項
特になし

附属資料：八尾市森林整備計画概要図